

第1回中野区人権施策推進審議会 会議録

日時

令和4年9月6日（火） 午後7時から

場所

中野区役所 4階 庁議室

第1回中野区人権施策推進審議会・次第

- | | |
|------------------------|-------|
| 1 事務局の紹介 | 【資料1】 |
| 2 各委員からのあいさつ | 【資料2】 |
| 3 条例及び審議会規則の確認 | 【資料3】 |
| 4 会長・副会長の互選 | |
| 5 審議会運営 | |
| (1) 審議会の開催スケジュール | 【資料4】 |
| (2) 審議会運営上の申し合わせ事項の確認 | 【資料5】 |
| 6 報告事項 | |
| (1) 中野区の人権に関わる施策及び事業紹介 | 【資料6】 |
| (2) 人権擁護委員の事業紹介 | 【資料7】 |
| 7 現状と課題の共有 | 【資料8】 |

出席委員（9名）

広岡守穂（会長）／横田雅弘（副会長）／遠藤由紀夫／久志本裕子／
小山奈美／佐藤清一郎／永野靖／中村敏子／野口さやか

事務局

堀越恵美子 ユニバーサルデザイン推進担当課長
今井辰哉 平和・人権・男女共同参画係長
中堅誠也 平和・人権・男女共同参画係

事務局（ユニバーサルデザイン推進担当課長）

条例及び審議会規則の確認について、事務局から説明いたします。参考資料3の条例をご覧ください。本審議会は、中野区人権及び多様性を尊重するまちづくり条例第8条に基づいて設定されるものです。この審議会が担う役割は、8条第2項及び第3項に定められています。読み上げて説明をさせていただきます。

（条例文読み上げ説明）

続きまして、審議会規則の確認について説明いたします。資料4の審議会規則をご覧ください。

本審議会の運営についての原則を定めておりますので、ご確認をお願いいたします。この規則の第2条で、本審議会に会長及び副会長を置くことを定めています。この規定に従いまして、次第5 会長・副会長についてお決めいただきますが、これについて、事務局から説明させていただきます。

本審議会は、中野区人権及び多様性を尊重するまちづくり条例に基づいて設置されておりますが、本条例を制定するために設置された前身の審議会である、中野区男女共同参画・多文化共生推進審議会との検討の連続性も勘案し、本審議会の多くの方は、前身の審議会の構成と同様となっております。

その検討の連続性の観点から、審議会規則では、委員の互選によるとの定めがございますが、前身の審議会で会長及び副会長を担っていただいた、広岡守穂委員と横田雅弘委員に、それぞれ会長及び副会長を担っていただくことをご提案させていただき、委員のみなさまのご承認をもって、互選とさせていただくことでいかがでしょうか。

<異議なしの声>

事務局

ありがとうございます。それでは、委員のみなさまのご承認をいただけたということで、会長に広岡守穂委員、副会長に横田雅弘委員にそれぞれ決定いたしました。

それでは、広岡会長、横田副会長に運営を引き継ぎたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

それぞれ会長、副会長として一言ずつご挨拶をいただければと存じます。

広岡会長

こんにちは。会長と言うことで任命いただきました。この会は積極的な発言が大切です、遠慮せずに発言してください。

横田副会長

多様性の会議ですのでいろんな立場から発言してください。会長をサポートさせていただきます。

広岡会長

それでは次第に沿って進めます。次第5 審議会の運営について。(1)の審議会のスケジュールについて事務局から説明願います。

事務局

資料4 をご覧ください。開催のスケジュールですが、第1回が本日6日で、第2回は半年ぐらい後ですが、来年の3月の中旬を予定しています。

広岡会長

ありがとうございます。本審議会は、報告を中心として、次の会は来年の3月が予定され、同じく報告を中心として開催されるということです。これについて委員からご意見などありますか。年回2回だけですね。それでは、みなさんそのようにご予定ください。条例8条 第3項の重要な意見の取り扱いはどのようになるのか。事務局から説明ありますか。

事務局

本審議会は、人権多様性尊重条例に基づき、中野区が実施している各種の人権に関する施策や事業についてご報告をしながら、関連する他の条例や制度との連携や社会や時代の要請に基づく検討事項について、区長の諮問に基づいて答申をいただくことを基本と考えております。

中野区における人権に関する施策や事業の状況は、後ほど資料に基づき説明させていただきますが、今回の審議会では、区長からの諮問事項はございません。

ご質問の条例第8条第3項の「報告及び諮問に関する必要な重要事項」ですが、本審議会で検討される様々なご議論やご意見の中から、今後の中野区人権施策等へ取り入れるべき考え方としてまとまるものがあるかと考えているところです。

初めての審議会のため、どのようにご意見がまとまっていくかによって、取り扱いの方向性についてもご議論いただければと考えております。

広岡会長

取り扱いについての説明がありました。委員のみなさんいかがですか。

<異議なし>

それでは、後ほど行われる自由意見の内容により検討を進めていきましょう。続いて次第5（2）審議会運営上の申し合わせ事項について、事務局から説明願います。

事務局

資料5 をご覧ください。本審議会の運営にあたって、原則とすべき事項についてです。録音撮影の禁止や議事録の取り扱い、会議の開催方法について記載しております。また、本申し合わせ事項に基づいて、傍聴規約を作成しております。ご確認の上、決定いただければと存じます。説明は以上です。

広岡会長

説明のとおりです。申し合わせ事項及び傍聴規約についてご意見はありますか。

<異議なし>

異議ないようですので、資料のとおり決定します。

広岡会長

続いて、次第6の報告事項について、事務局説明願います。

事務局

それでは、資料について説明させていただきます。

まず、資料6の人権に関わる施策及び事業の紹介ですが、中野区で実施している施策や事業を一覧にしております。おおむね人権多様性尊重条例で定める領域に区分して記載しております。

なお、福祉サービスについては、非常に多くの事業を提供しているため、個別の記載を省略しておりますが、障害、精神障害、発達障害、認知症、難病など多岐に渡って支援事業を展開しております。また、中野区の公式キャラクターナカノさんを活用したリーフレットも作成し、お手元に配布しています。

資料7の人権擁護委員については、資料6で紹介している、人権擁護相談は、法務省が委嘱している人権擁護委員が実施している相談事業ですので、これを担っていた人権擁護委員及び法務省の方針に沿って実施されている人権事業の紹介として資料にまとめています。中野区の人権擁護委員は現在12名が委嘱されています。

資料8の特別な窓口対応を必要とした調査結果ですが、これは、ユニバーサルデザイン推進の観点から、障害福祉課と共同で調査をしているものです。個人情報には削除していますが、取り扱いは委員の手元に留めていただきたいと思います。

具体的な内容は、それぞれお読み取りいただきたいと思います。手続きの補助要請やトイレなどの施設整備がそれぞれ5件程度で、個別支援も5件となっていますが、一般的な対応が難しい内容のものをカウントしています。日本語がわからない、サービスの範囲を増やして欲しいなど、多言語支援やサービス改善についてはそれぞれ2件程度となっています。

次に人権担当が受けた人権相談内容については、資料9をご覧ください。こちらにも個人情報は削除していますが、取り扱いは委員の手元に留めていただきたいと思います。以上が、中野区で実施している施策や事業についての報告です。

広岡会長

今回の中心となる報告事項の説明は以上とのこと。これについて、委員のみなさんから何かご意見ありますか。

永野委員

ユニバーサルデザインと男女共同参画は、令和6年に改定と記載がありますが、今回の人権多様性尊重条例は理念的なものということは、前の審議会の中でも議論がありましたが、より具体的に性的指向や課題に対応するため、個別の条例を作ることや男女平等基本条例にSOGIを入れるなどの検討があれば良いと思います。

事務局

現時点で男女平等基本条例の改定や性的マイノリティに特化した条例などは想定していません。審議会の中でも意見いただきながら検討を進めていきたいと考えています。

中村委員

この条例は、全般をカバーする、アンブレラという話がありましたが、全般と枝葉の意味を知りたいです。

事務局

様々な条例がありますが、この条例がアンブレラと言われた点は、様々な条例や要綱などによる行政サービスに横串を刺していくイメージを考えています。既存のルー

ルに対しても審議会の意見を聞きながら検討していきたいと考えています。

横田副会長

この条例はアンブレラで大きな条例ですが、ただ条例化だけでは意味がなく、実質化することに意味があり、それを考える審議会にしたいと思います。実質化とは、条例や委員会を作ったり、区民に浸透させるためには、どういう広報が必要か考えるということです。

この場でたくさんの意見を出して、実質化に向けた動き、流れを作るべきではないでしょうか。今のところ2回しかこの回は開催されませんが、実質化のために、コミュニケーションを活発に行って意見を出すべきだと思います。

中村委員

実質化するのに2回は少ないと思います。

広岡会長

ナカノさんのチラシは何部作りましたか。

事務局

2000部です。

広岡会長

中身をみると非常によいと思います。SDGsのようなニュアンスもある。もうひとつパワーアップしてもよいと思います。

資料9ですが、相談は4件だけですか。これは苦情処理に当たるもので、これは非常に重要だと思います。条例で制度化していなくても窓口は重要です。女性相談だけというのが、おかしいというのは、相談というより意見ですね。人権相談といった内容のものはありますか。

事務局

本人が困ったというよりは、社会的な風潮に対しての意見が多かったです。

広岡会長

そういったものは人権相談ではないですね。オンブズパーソンとかに出てくるものが本当の人権相談ですね。

久志本委員

資料6について、学校でどういうことをやっているか、教育委員会との連携はありますか。

事務局

教育委員会では、授業に組み込んで人権の啓発をしています。外部機関との調整も必要に応じて行いますが、人権担当が指示して動くという構造にはなっていません。

久志本委員

ここで話したことは教育施策に反映されますか。

事務局

はい、ここで話したことを教育委員会へ伝えます。

広岡会長

教育委員会でのどのようなことをやっているかも記載して欲しいです。この審議会が言っているということで、教育委員会へ伝えて欲しいです。教育委員会がやっていることも調べて全委員に送って欲しいと思います。

横田副会長

実質化の話をしましたが、この審議会から教育委員会へ要望を出すことは重要です。教育委員会に限らず、国際交流や他の条例など、区の関連組織に要望をしていくことが重要です。具体的に出さないと次のステップに行きません。

野口委員

前回の審議会の時に具体化する時に何が必要か話し合いました。先週子どもが「広げよう心のバリアフリー」というリーフレットを持ち帰ったものを読みましたが、とても良い取り組みだと思いました。視覚障害や聴覚障害などを紹介して、気の使い方などを教育する内容で、手話を覚えようなどもありました。

人権は心と頭で理解して行動に移すことは大変で、特に子どもに教えるのは大変だと思いました。一回取り組むだけでは意味がなく、何回も行うべきで、やり方やターゲットを変えて行う必要があると思います。

佐藤委員

学校のいじめ問題は、人権侵害だと思っていて、社会を明るくする運動で弁護士の

講演をしてもらっていたりします。中野区は富士見中学校の悲しい歴史を持っています。学校と教育委員会で処理されては人権問題として上がってこない、いじめが中野区でどれだけ起こっているのか調べて欲しいです。

遠藤委員

中野区の行政の枠ではなく、中野区としてどういう取り組みをしているかを把握して、実施していくべきだと思うので、資料を充実させて欲しいと思います。

永野委員

この審議会で課題になっている、様々な問題に関して中野区の小中学校でどういう教育を行っているのか、自分自身がイメージできていないので、実態を知りたいと思います。

広岡会長

自由な討議に移ります。事務局から資料について説明をお願いします。

事務局

資料10の説明をさせていただきます。人権に関する現状と課題のデータ集です。これは、前身である男女共同参画・多文化共生推進審議会でも使用した資料を最新データを含めて整備し直したものです。

中野区の特徴としては、人口約34万人、外国人は0.5%ほどで、ここ2年ほどは減少傾向であること、2050年までの人口推移は大きくなく、若い世代が多いということです。人権課題は、子ども、高齢者、ネット悪用、女性、障害者が上位となっています。

その他、意識調査などを基礎にデータをまとめていますので、ご活用いただければ幸いです。事務局から資料の説明は以上です。

広岡会長

相談の窓口については、男女の場合は、オンブズマンがある自治体もありますが、人権擁護委員が結局のところ窓口になっているようです。なかなか人権問題は出てこないようなので、イベントで取り込んでいくことを考える必要があると思います。

ダイバーシティについて苦情を聞きますなど、広く情報が伝わっていくと相談の件数が出てくると思います。

久志本委員

困っている人が何を相談していいのかわかりやすくするために、具体的に人権相談の例を示すのが良いと思います。職場でのハラスメントや言葉で困っているなど、人権相談をしやすいように整備して欲しいです。

小山委員

人権は幅が広く難しいと思います。何を議論して伝えていくのか、相談窓口への配慮が必要であると思いますが、幅広い中では見当違いのものも出てくるでしょう。

整理してわかりやすく周知することが重要で、何を議論して進めるべきかをしっかりと定めるためにも資料の充実が必要だと思います。

佐藤委員

中野区の現状として、多文化共生は進んでいないのではないかと思います。学校へ行った時に、子どもは日本語習得ができて家庭に学校のことを話さなければいけない先生がうまく伝えられていない実態があります。

私も10年以上前に2つの小学校で、ある国の言語のサポートに行きましたが、保険制度が整っていないなどの課題がありました。中野区は外国人をどうやって受け入れていくのか。日本語が分からない子どもへの教育をどのようにしていくのか、資料で解るものが欲しいです。

広岡会長

日本語ボランティアが大きな力になっているという話を聞いたことがあります。外国人はたくさん来ていて、職員、学校の先生だけではサポートの手が足りないのが現状のようです。

事務局

多文化共生の基本的な方針を区民文化国際課で作成中です。外国の方と地域でどのように暮らすかの方針は、今後発表する予定です。

遠藤委員

今、教育委員会と連携して、小中学校に入学した外国人には一人あたり80時間の学習を行っていて、指導員も派遣しています。国際交流協会でも放課後に勉強会をやっています。

中学生については、高校受験に対応できるように、集中教室を水曜日・金曜日午前中3時間で実施しています。

授業に出る代わりに勉強会に出ることも許可されています。難しいのは、小学生低

学年で、距離的に通えない場合があることです。

今、感じているのは、親の日本語学習の必要性です。父親は働いているから日本語ができますが、母親は日本語が不十分な場合があります。女性は家というお国柄のところもあり、母親が外に出ず、学習の機会が少ないために習得が遅く、子どもが通訳する場合があります。このような人が日本語を習得できる環境を整備しているところでは。

野口委員

今は、アプリがあるので、学校の手紙などは翻訳アプリを活用することで翻訳の課題を乗り越えやすくなっている面もありますが、誤訳を防ぐために行政の資料は簡単な日本語で記載して欲しいと思います。

P T Aの役員決め、外国籍の人が務めを果たすことが難しいと言って、抽選から外された事例があります。これは過剰に配慮し過ぎて、申し出がない限りは公平に行うことが、本当のインクルージョンになるのだと思います。余計な配慮に気づかないのは多文化共生が根付いていないという証拠なのではないかと思います。

また、性的マイノリティのことで東京都がパートナーシップ制度を始めるそうですが、11月以降は中野区はどう動く予定でしょうか。

事務局

中野区と都ではパートナーシップ制度の対象者など、制度内容が違います。それぞれメリットとデメリットがあるので、当面、両方を取得して使い分けてもらうことも良いかと考えています。

東京都が制度化することで、民間サービスへの要請は実現しやすい可能性があるとも考えており、要望を伝えているところです。

中村委員

人権というのは自分感覚でみんなの中に浸透させることは難しいと思います。例えばDV（ドメスティック・バイオレンス）の問題を感覚的に理解することが難しいのが現状です。本当に助けが必要な人が相談できないのは、情報が行き届いていないなどの課題があるので、まずは、広報活動が重要で、必要な人に必要な情報を提供することが最重要だと思います。

事務局

10月以降区報で多様性の特集を行います。以前に性的マイノリティの巻頭特集もやっています。広報とも連携を取りながら情報の周知には力を入れていきます。

中村委員

相談員も自分たちの中にある人権意識を変えないといけません。

広岡会長

相談に受ける人の研修や情報提供も必要ということですね。

中村委員

やっていますが、まだまだ必要です。

横田副会長

この審議会は所掌する範囲が広いので、言いつ放しになることが心配です。中野区で活動する団体のリストがあると、どんな活動か分るので、集ってみようというアクションが生まれます。

実は、私は11月13日に色々な団体が集まるイベントを開催します。性的マイノリティの人や障害のある人などが出会うことができるかも知れません。外国人の性的マイノリティの存在の掘り出しなどのためにデータがあると良いと思っています。

複合的な人権問題にも対応するために、その基礎になるものを作っていきたいです。子どもにフォーカスした検討をして、教育委員会との連携を深める方法もあるのではないのでしょうか。目標を定めることで実質化が増します。やさしい日本語は取り組んでいるので、例えば教育委員会と連携してやさしい日本語を使った資料を作るなど、この審議会を通して何かを形にしたい。

広岡会長

この場では決められないので協議していきましょう。

久志本委員

マイノリティの対策は充実していますが、困っている人だけの施策になっていると思います。徒競走でビリになった人を拍手で応援したりするのではなく、マジョリティもマイノリティも楽しめる運動会はできないものかと思います。マイノリティの人がマジョリティに溶け込める施策は少ないと思います。困っている誰かへの施策で止まっています。これではダイバーシティの社会とはいえないと思います。

広岡会長

障害者と健常者がともに楽しめる事業があると良いですね。

久志本委員

得意不得意で分けられる競技ではなく、別の要素を追加することで平等にできる方法を考えていきたいと思います。

永野委員

この審議会は扱う内容が幅広いが故に、検討の方向が漠然としてしまう懸念があります。例えば子どもにフォーカスしてその中での人権啓発活動。その中で何をしていくかを考えていきたいです。

中村委員

DVの問題は、子どもの虐待と表裏一体の場合も少なくありません。子どもの問題は多種多様なので、何かに絞って取り組みを考えるのもひとつの方法だと思います。

広岡会長

ダイバーシティキャンパスの開催は良い場になるのではないのでしょうか。

遠藤委員

審議会の次の開催は来年3月が予定されています。各団体で取り組まれている人権課題を事務局に任意で報告しておいて、共有するのはどうでしょうか。

事務局

区長から諮問が出た際は臨時で審議会を開催します。そういう意味での実効性もありますので、協力をお願いいたします。

広岡会長

横田委員からお知らせしたい事項があるそうです。

横田副会長

11月13日にダイバーシティフェスタを明治大学中野キャンパスで行います。多くの団体が参加してセミナー、展示会などを行います。

お互いにどんな活動をするかを知って、これを機につながりが生まれる機会になるのではないかと考えています。対面でやる予定ですので、ぜひ参加してください。ブラインドサッカーをやったり、義足体験、ダイアログ・イン・ザ・ダークなどもあります。

また、ダイバーシティ曼荼羅を作ることを予定しています。8つの領域で、中野でどんな課題があるか出していただき、わかりやすく表示するというものです。

その課題が解決できているかウォッチするウォッチャーズになっていただきたいと思います。これはスマートフォンのアプリで、中野区の取り組みを可視化して進捗管理を行うことにも役立ちます。電通ダイバーシティラボと協力して作成中です。ぜひみなさまもアプリが完成したらウォッチャーズに参加ください。15時から中野区のシンポジウムもやります。

広岡会長

多くのご意見をいただきました。今回の議論で出された内容をどのように扱うかを決めていきたいと思います。

貴重な意見がたくさんありましたが、どのように扱うことができるかについては、各事業等との関係や予算などが影響すると思います。

審議会としては、条例第8条第3項に基づく重要な意見を発することができますが、これらをどのように扱うことができるかについては、まだこの審議会自体が知見がありませんので、条例規定に基づく審議会の意見としてまとめるのではなく、各委員から出された議論の内容として、議事録に示すに留めることとしてはどうかと思いますが、委員のみなさんいかがでしょうか。

<異議なしの声>

異議がないようですので、そのよう取り扱うこととします。今回の討論を踏まえて、次回以降の検討方法については、委員のみなさんそれぞれお考えいただき、次回の審議会ですらに検討を深めていきたいと思います。

広岡会長

本日の審議会の議事はすべて終了しました。次回審議会は、来年3月頃を予定とのこと。具体的な日程は、事務局を通じてお知らせされると思います。本日の議論を踏まえ、今後の審議会の検討の方向性について、委員のみなさまそれぞれのご検討をお願いします。事務局から追加の連絡はありますか。

事務局

次回日程については、会長・副会長と調整の上、年明けごろには、日程のお知らせをしたいと思います。

広岡会長

ありがとうございました、次回3月お目にかかることを楽しみにしております。それでは、本日の審議会はこれにて閉会とします。委員のみなさんお疲れ様でした。